保存版

保護者様

令和８年１０月２３日

京都市立高倉小学校
校　長　稲葉　康晴

# 台風等に対する非常措置について（改訂版）

本校に置きましては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、防風など6種類）または「暴風警報」が発表された場合及び高倉小学区（初音、日彰、生祥、立誠、明倫、本能、城巽）に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。尚、各ご家庭に置かれましてもお子たちと一緒に以下の内容を十分にご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１「特別警報」について

(1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2)「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除になった場合　午後１時50分（木曜日は午後１時30分）から始業（給食は中止）

・午前0時現在、特別警報発表中の場合　臨時休業

２「暴風警報」について

(1)　登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。

(2)　「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前7時までに解除になった場合　平常授業

・午前9時までに解除になった場合　午前１0時50分から始業

・午前１１時までに解除になった場合　午後１時50分（木曜日は午後１時30分）から始業（給食は中止）

・午前１１時現在、警報発表中の場合　臨時休業

３ 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「すぐーる」による配信や学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難指示が発令された場合について

本校の校区である初音、日彰、生祥、立誠、明倫、本能、城巽学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。初音、日彰、生祥、立誠、明倫、本能、城巽学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

※「高齢者等避難」が発令されただけでは、原則休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設等の状況によっては休校措置をとる場合があります。

5 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、ご提出いただいた「警報緊急時下校連絡カード」のとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

**台風が接近しているとき、暴風や大雨の時、**
**〇河川には絶対近づかない。**
**〇不要不急の外出はしない**
**ことを、必ず守っていただきますよう、お子たちにもお話ください。**

6 水害による避難指示が京都御池中ブロックの学区内に発令された場合について

京都御池中ブロックは、「水害による避難指示等の発令対象学区」を含んでおります。

中学校ブロックの内（14学区）のいずれかの学区に水害の避難指示が発令された場合は、京都御池中学校ブロック内の全校が臨時休校等の措置（休校・授業カット・登校見合せなど）をとることになります。

※上記2の暴風警報発令時と同様の措置をとることになります。

※今回の改定で6の項目を追加しております。